

# 史跡泉坂下遺跡整備基本計画策定支援業務委託 仕様書

## I. 総 則

### 1. 名 称

委託する業務の名称は、「史跡泉坂下遺跡整備基本計画策定支援業務委託」（以下、「本業務」という。）とする。

### 2. 目 的

本業務は、茨城県常陸大宮市泉字坂下に所在する史跡泉坂下遺跡（以下「本史跡」という。）に関する整備に向けた基本計画である「史跡泉坂下遺跡整備基本計画」（以下、「整備基本計画」という。）の策定に係る支援業務を行うことを目的とする。

### 3. 適用範囲

本仕様書は、本業務にのみ適用するものとし、常陸大宮市（以下「委託者」という。）が実施する本業務に関して必要な事項を定めるとともに、受託事業者（以下「受託者」という。）が履行しなければならない事項を定めたものである。

### 4. 適用基準等

#### （1）適用基準

本業務は、当該仕様書に定めるもののほか、下記法令等に準拠して実施するものとする。

- ①常陸大宮市財務規則
- ②常陸大宮市関係条例
- ③その他関係法令

#### （2）対象区域

本業務の対象区域は、本史跡の指定地及びその周辺部とする。おおむね、別紙の地図で示したA・B・C・Dの範囲を中心とする。

### 5. スケジュール

#### （1）履行期間

契約日の翌日から令和7年3月31日まで

### 6. 提出書類等

本業務の着手に先立ち受託者は業務主任技術者を定め、あらかじめ業務着手届、業務実施計画書、業務工程表、主任技術者の選任届、その他必要な書類を提出して委託者の承認を受けなければならない。

### 7. 主任技術者

主任技術者は、業務の全般にわたり業務管理を行うものとする。

また、主任技術者は、過去5年以内に国指定史跡等の保存活用整備に関する計画・

設計・施工監理等の業務において、主任技術者もしくはそれに準じた技術者として従事した経験を有することとする。

なお、本業務の円滑な進捗を図るため、実施前に委託者と受託者が十分協議を行うとともに、常に連絡を密にし、業務に支障のないようにするものとする。

## 8. 成果の報告

受託者は、委託者の求めに応じて、本業務の履行の途中及び最終段階における成果の報告を行わなければならない。

## 9. 秘密の保持

(1) 受託者は、委託者が定める個人情報保護規定等を遵守しなければならない。

(2) 受託者は、業務上知り得た目的ならびに内容について、委託者の了承なく他にそれを漏らしてはならない。

## 10. 損害賠償

受託者は、本業務中に生じた受託者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には受託者が一切を処理するものとする。

## 11. 資料の貸与

本業務に必要な既存資料は委託者が貸与するが、貸与資料について破損紛失等の重大な過失が生じた場合は、受託者がその責任を負うものとする。

貸与資料の保管には十分注意し、資料の内容または本業務の過程及び結果から知り得た情報等について委託者の許可なく公表してはならない。

## 12. 疑義及び協議

本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに委託者と受託者とが協議のうえ、受託者は委託者の指示に従い、本業務を遂行しなければならない。

# II. 業務内容

## 1. 業務概要

本業務は、史跡泉坂下遺跡整備基本計画の策定に係る支援業務として、おおむね以下の項目とする。ただし、プロポーザル実施によって決定した受託者の企画提案等の結果を踏まえ、内容の変更または追加を求める場合がある。

なお、整備基本計画の策定にあたっては、次の法令や計画等と整合を図るものとし、文化庁が示す指針等に沿った計画となるように行うこととする。

(1) 文化財保護法

(2) 茨城県文化財保存活用大綱（令和2年5月、茨城県教育委員会）

(3) 史跡等整備の手引き（平成17年6月、文化庁文化財部記念物課監修）

(4) 史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書（平成26年3月、文化庁文化財部記念物課）

(5) 史跡泉坂下遺跡保存活用計画

## (6) 常陸大宮市文化財保存活用地域計画

整備基本計画策定支援に関する業務内容は、下記の(1)～(8)のとおりとする。

### (1) 計画条件の把握 (令和5年度)

発注者が提供する発掘調査資料や上位・関連計画、現地確認等に基づき、遺跡の特徴や、常陸大宮市における施策上の位置づけ等について整理する。

さらに、整備対象範囲(史跡指定地を含む)の地形条件、アクセス、住民要望、関連法規等の与条件を踏まえて、史跡の保存状況及び公開活用に関する課題の整理を行う。

### (2) 整備基本方針の検討 (令和5年度)

(1)の結果を踏まえて、泉坂下遺跡におけるめざすべき整備の方向性、基本方針を検討する。

### (3) 整備基本計画の検討 (令和5年度・令和6年度)

以下の各号について、検討を行う。計画検討にあたっては、『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』(平成27年3月文化庁編)の「史跡等整備基本計画―標準となる構成 作成の留意点―」を参照すること。

- ア 全体計画・ゾーニング
- イ 遺構保存計画
- ウ 動線計画
- エ 地形造成
- オ 遺構の表現に関する計画
- カ 修景及び植栽計画
- キ 案内・説明板施設計画
- ク 管理施設及び便益施設計画
- ケ 公開・活用施設計画
- コ 周辺地域の環境保全計画
- サ 周辺文化施設・文化財等との連携計画
- シ 整備事業に必要となる調査
- ス 公開・活用に関する計画
- セ 管理・運営に関する計画
- ソ 事業計画

### (4) 計画書の編集 (令和6年度)

検討・協議の結果を計画書に編集する。計画書には、説明書、計画図、カラー鳥瞰図を含めるものとする。鳥瞰図は、A3版オールカラー1枚とする。俯瞰方向及び俯瞰角度は、委託者が別途指示する。

### (5) 委員会運営補助 (令和5・6年度)

①受託者は、委員会で使用する資料等について、委託者の指示にもとづき作成する

ものとする。資料等の印刷は、受託者が行う。

②受託者は、委員会にオブザーバーとして出席し、会議の内容等を記録し、議事録を要旨型式でまとめるものとする。

③受託者は、委員会終了後、速やかに議事録要旨を委託者に提出して確認を得るとともに、最終的に成果物として委託者に提出するものとする。なお、委員会数は各年度3回程度、合計6回程度とする。

#### (6) 打合せ協議（令和5・6年度）

①打合せ協議は、業務着手時ならびに委員会開催時ならびに業務完了時 に行うものとする。なお、回数は各年3回程度、計6回程度とする。対面式を基本とするが、社会情勢の変動等によりやむ負えない場合は遠隔協議（リモート手法）を含めた手法をとる場合がある。

②打合せ協議は、上記以外に甲が必要と判断した場合には随時行うものとするが、その手段は必ずしも対面式でなくても良いものとする。

③受託者は、打合せ協議の内容の詳細を記載した打合せ記録簿を作成するものとする。

#### (7) パブリックコメントの実施支援（令和6年度）

パブリックコメントの資料作成及び意見集約等の支援業務を行う。

#### (8) 整備基本計画概要版の作成（令和6年度）

計画内容を要約した概要版の原稿を作成する。

## 2. 成果品

### (1) 成果品

#### 【令和5年度】

- ①業務報告書 1部
  - ②整備基本計画中間報告書簡易製本版（A4版ファイル閉じ） 3部
  - ③業務打合せ記録簿 1式
  - ④上記の①から③の電子データ 1式
- 上記、成果品の規格や仕様、提出方法は委託者の指示に基づく
- ⑤その他、委託者が必要と認める成果品 1式

#### 【令和6年度】

- ①業務報告書 1部
  - ②整備基本計画簡易製本版（A4版ファイル閉じ） 3部
  - ③整備基本計画概要版 3部
  - ④業務打合せ記録簿 1式
  - ⑤上記の①から④の電子データ 1式
- 上記、成果品の規格や仕様、提出方法は委託者の指示に基づく
- ⑥その他、委託者が必要と認める成果品 1式

## (2) 検査

本業務実施中、受託者は必要に応じて委託者の部分検査を受け、承認を得て成果品の引き渡しを行うものとする。

なお、加除・訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとする。また、それに要する経費は受託者が負担するものとする。

## (3) 成果品の帰属

本業務で履行した内容はすべて委託者の所有とし、委託者の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。

## (4) 納品場所

成果品は、常陸大宮市教育委員会事務局文化スポーツ課に納入すること。

## Ⅲ. その他

### 1. 債務負担行為に係る契約の特則

債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払限度額は次のとおりとする。

支払限度額

令和5年度 4,783,900円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和6年度 5,453,800円（消費税及び地方消費税を含む。）

合計 10,237,700円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2. 所管課

常陸大宮市役所教育委員会事務局文化スポーツ課文化振興グループ 担当：石川

住 所 〒319-2292

茨城県常陸大宮市中富町 3135 番地の 6

電話番号 0295-52-1111（内線 344）

